

独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度に関する検討事項の検討 —独占的利用許諾構成について—

1. 差止請求権付与の正当化根拠

(1) 問題の所在

独占的利用許諾構成において、独占的ライセンシーが独占的ライセンス契約に基づき有する権利は、債権的な合意を基礎とする独占的な利用権であるという点において、不動産賃借権に類する。そこで、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権をめぐる民法上の議論を手掛かりとして、独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与する制度導入の正当化根拠が認められるか否か、また、認められる場合の差止請求の要件について検討したい。

(2) 従前の議論

【調査研究】¹

独占的ライセンスに基づく差止請求権を認めることができるかという点について、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の正当化根拠を応用できるかという観点から以下のように整理されている²

債権である不動産賃借権に基づく妨害排除請求が認められていることについては、①不動産賃借権の特殊性による正当化、②対抗力による正当化、③対抗制度による正当化、④占有による正当化といったいくつかの正当化根拠が考えられるところである。独占的ライセンスに基づく権利を不動産賃借権と同様に債権的な権利とし、また、不動産賃借権と同様にその権利についての対抗制度が創設されるとすれば、独占的ライセンシーへの差止請求権付与についても、これらの正当化根拠を応用することが考えられる。

これを踏まえて、検討委員会において、独占的ライセンシーへの差止請求権付与の正当化について検討したところ、独占的ライセンシーの権利に不動産賃借権と同様の特殊性（人が生活したり事業をしたりするための基盤としての作用、特別法による継続性の強化）は認められないことから、①の正当化根拠の応用は難しいと考えられること、②～④の正当化根拠の応用については正当化根拠によって差止請求権行使の要件が異なることとなるので実務において有効に機能するような制度となるかといった点も含めて正当化根拠に関しては更なる検討が必要であることが確認された。なお、特許法その他の知的財産権法においても、独占的ライセンシーへの差止請求権の付与については議論がなされており、著作権法において独占的ライセンシーに差止請求権を認めることとしても、他法令における議論の方向性と大きく乖離するものではないと考えられる。

¹ 調査研究 1 1 2 頁以下

² 調査研究 1 3 1 頁

また、上記①乃至④の正当化根拠を独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用することについては以下のとおり整理されている³。

① 不動産賃借権の特殊性による正当化⁴

不動産賃借権の特殊性による正当化については、これを独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用するのは困難である。

② 対抗力による正当化⁵

対抗力による正当化を応用するならば、対抗力を備えた独占的ライセンシーについてのみ、差止請求権が認められる。このことは、著作権の譲受人や二重独占的ライセンシーに対する差止請求権だけでなく、非独占的ライセンシーや不法利用者に対する差止請求権についても、同様である。

③ 対抗制度による正当化

対抗制度による正当化を応用するならば、独占的ライセンシーが対抗力を備えたときは、著作権の譲受人や二重独占的ライセンシーに対しても、差止請求権が認められる。また、非独占的ライセンシーに対する差止請求権についても、対抗力を備えることが求められることになると考えられる。これに対し、不法利用者に対しては、対抗力を備えていなくても、差止請求権が認められる。つまり、対抗力による正当化の応用と対抗制度による正当化の応用との違いは、後者によれば、前者とは異なり、不法利用者に対する差止請求権は、対抗力を備えていなくても認められる点にある。

④ 占有による正当化

占有の取得による正当化においては、不動産賃借人が占有を取得したときは、目的物である不動産との間に緊密な事実上の関係が生じ、第三者もそのことを認識することができるようになると説かれている。これは、有体物である不動産については、事実上、自分が利用していれば、他人の利用も当然に排除されることを前提としたものである。これに対し、無体物である著作物については、事実上、自分が利用していたとしても、他人の利用が当然に排除されるわけではない。したがって、占有の取得による正当化を応用するならば、独占的ライセンシ

³ 調査研究118頁及び119頁

⁴ ①不動産賃借権の特殊性による正当化は不動産賃借権に基づく妨害排除請求権についての現在の通説とみられる（調査研究114～116頁参照）。

⁵ 不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する判例は、②対抗力による正当化を用いたときと、同一の結論をとっていた。すなわち、①対抗力を備えた土地賃借人は、その目的物である土地について二重に賃借権を取得した者に対し、賃借権に基づいて妨害排除を請求することができる（最判昭和28年12月18日民集7巻12号1515頁，最判昭和45年11月24日判時614号49頁等）。また、②対抗力を備えた土地賃借人は、その目的物である土地の不法占拠者に対し、賃借権に基づいて妨害排除を請求することができる（最判昭和30年4月5日民集9巻4号431頁）。他方で、③対抗力を備えていない土地賃借人は、その目的物である土地の不法占拠者に対しても、賃借権に基づいて妨害排除を請求することができない（最判昭和29年7月20日民集8巻7号1408頁）。

一がその目的である著作物を、事実上、自分で利用しているだけでなく、他人の利用を排除していることまで求められる。このような状態にあると評価されるときは、独占的ライセンスは、対抗力を備えていなくても、その著作物を違法に侵害する者に対し、差止請求をすることができることとなる。

(3) 論点

- ・独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与する制度導入の正当化根拠として、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権において議論されている①～④の正当化根拠を応用できるか。差し当たり、以下のように整理できないか。

①不動産賃借権の特殊性による正当化について

著作権等に係る独占的ライセンスについては不動産賃借権と同様の特殊性（人が生活したり事業をしたりするための基盤としての作用、特別法による継続性の強化）は認められないため、これを独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用することはできない。

もっとも、不動産賃借権とは別の著作権分野における特殊性による正当化が可能かについて検討することも考えられる⁶。

②対抗力による正当化及び③対抗制度による正当化について

独占性の対抗制度を導入する場合は、②及び③を独占的ライセンスの差止請求権の正当化根拠として応用することが考えられる。

もっとも、②を応用した場合、不法利用者に対して差止請求を行う場合も独占性について対抗力を具備することが要件になる。そのため、②を応用すべきかの検討にあたってはこの点をどのように考えるか、このような要件を前提とした場合に実務において有効に機能するような制度となるかという点について検討する必要がある⁷。

④占有による正当化について

調査研究⁸でも指摘されているとおり、無体物である著作物については、事実上、自分が利用していたとしても、他人の利用が当然に排除されるわけではないことから、有体物における占有という考え方をそのまま持ち込むことはできないが、占有と類似の事実状態として、自分で利用しているだけでなく、他人の

⁶ この点については、令和元年度のワーキングチーム第1回において、チーム員から「知的財産権の特殊性といますか、そういうものが何らかの影響があるのかどうかということも1つあるかと思います。正当化根拠を補強するものとして、無体財を把握するという特殊性がこら辺をサポートできるのか、…これも正当化根拠の問題として御議論いただければいいのかなと思います。」との指摘があったところである。

⁷ この点については、参考資料3「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム（第1回）の意見の概要」の3.「(2) 不法利用者について」も参照。

⁸ 調査研究118頁

利用を排除しているという事実状態にあることを要件とすることで⁹、④を独占的ライセンスの差止請求権の正当化根拠として応用することが考えられる。

もっとも、④を応用すべきかの検討にあたっては、そのような事実状態であることを（特に、不法利用者との関係において）差止請求権の要件とすることが妥当か、このような要件を前提とした場合に実務において有効に機能するような制度となるかという点については検討する必要がある。

2. 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

（1）問題の所在

独占的ライセンスに基づく差止請求権を認める場合、独占的ライセンシーは、著作権者等とは独立して差止請求権を行使できることになるが、その行使は必ずしも著作権者等の意思に沿うものとは限らない。

そこで、独占的ライセンシーが独占的ライセンスに基づく差止請求権を行使するにあたって、著作権者等の承諾や著作権者等の意思に反しないことを要件とすべきか、仮に、要件とすべきでないとする場合は、他に著作権者等の意思に配慮した規定（例えば、著作権者等に対する事前通知義務を課す等）を設けることが考えられるかについて検討したい

（2）従前の議論

【調査研究】

■ヒアリング調査結果概要¹⁰

独占的ライセンシーに対して差止請求権を付与することについては、調査研究のヒアリング調査において以下のような意見が出ている。

- もともと著作権者が有している権利を、いかに独占的とはいえ、利用者がその意思で行使することを可能にするというのは、躊躇する。権利者の了承のもとでということであれば、著作権者としても了解しやすいのではないかと思う。（一般社団法人日本美術家連盟）
- 独占的ライセンシーにいわば訴権を渡すようなことになるのは気持ちが悪い。自分の作品名や自分の名前を使って勝手に訴訟を起こさないでほしいと思うだろう。特に、漫画家が直接会ったこともないようなライセンシーが勝手に訴訟を提起するようなことは困る。著作権者の承諾を訴訟提起の条件とする制度であれば構わない。（公益社団法人日本漫画家協会）
- 権利行使の際に権利者に承諾を得るという仕組みとするのは負担が大き

⁹ 調査研究118頁の注370で指摘されているが、複製権の準占有による取得時効が成立するための要件として、最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁（ポパイネクタイ事件上告審）が、「著作物の全部又は一部につきこれを複製する権利を専有する状態、すなわち外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていること」を求めていることが参考になる。

¹⁰ 調査研究122頁乃至124頁

い。ネット上の海賊版対策はスピードが大事であるが、承諾を取るのに時間がかかると、被害が深まっていってしまう。(一般社団法人日本雑誌協会)

- 出版社としては権利者との関係が最も重要であるので、権利行使の際には確認をするはずであり、意思に反して権利行使をすることはないと考えられる。(一般社団法人日本書籍出版協会)
- 仮に制度上独占的ライセンシーが差止請求をすることができるようになったとしても、その結果プロダクションとの契約を切られてしまうとなれば、結局は差止請求をしないことになる。(一般社団法人日本レコード協会)

■独占的ライセンサーの意思を考慮すべきか¹¹

独占的ライセンスに基づく差止請求権を行使するための要件として、その請求権の行使が、独占的ライセンサーの意思に反しないことを求めるべきか、という点については以下のように整理されている。

不動産賃借権に基づく妨害排除請求権については、その請求権の行使が、賃貸人の意思に反しないことは要件とされていない。このことは、次のようにして正当化することができよう。賃貸人は、賃借人に対し、その目的物である不動産を賃借人の使用収益に適した状態に置く義務を負っている。この義務から派生するものとして、賃借人がその目的物である不動産を使用収益することができない場合において、賃借人自身に認められた妨害排除請求権を行使するときは、賃貸人は、その請求権の行使を忍容する義務を定型的に負っていると考えられる。そうだとすると、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の行使にあたって、賃貸人の意思を考慮することは、必要でも相当でもない。

以上の論証は、独占的ライセンスに基づく差止請求権についても、あてはまるように思われる。独占的ライセンサーは、独占的ライセンシーに対し、その目的である著作物を独占的ライセンシーの独占的な利用に適した状態に置く義務を負っている。この義務から派生するものとして、独占的ライセンシーがその目的である著作物を利用することができない場合において、独占的ライセンシー自身に認められた差止請求権を行使するときは、独占的ライセンサーは、その請求権の行使を忍容する義務を定型的に負っていると考えられる。そうだとすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権について、その請求権の行使が独占的ライセンサーの意思に反しないことは、要件とすべきではない。

【著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書(令和2年1月22日)】¹²

令和元年度のワーキングチームで行った関係者へのヒアリングにおいては、著作権者等の意思への配慮という観点からは、以下のような意見が見られた。

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 出版権に基づき権利行使をする場合は、実務上著作権者への問い合わせを行っているケースが多いが、明らかな海賊版の場合は行わないことも多い。その

¹¹ 調査研究120頁

¹² 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書(令和2年1月22日)14~17頁

例にならば、著作権者等の承諾を独占的ライセンスに基づく差止請求等の要件とすることは制度として使いにくくなるため、妥当とは思われない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】(※)

○一定条件のもと、独占的ライセンシーに第三者への差止を認めるべき。具体的には、無許諾の第三者との関係では、ライセンシーが、ライセンサーへ無許諾の第三者の利用の差止めを求め、一定期間の間にライセンサーが差止めを行わない場合には、独占的ライセンシーはその独占性を守るために必要な範囲で、無許諾の第三者の著作物の利用を差し止めることができる法制度が妥当と考える。

※二重にライセンス契約が締結された場合の独占的ライセンシーに劣後する他のライセンシーへの差止請求についても同様の意見を述べている。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

○差止請求権行使に著作権者等の承諾を要件とすると、外国に権利者がいる場合その他、迅速な差止請求権の行使が困難になる懸念がある。したがって、独占的ライセンシーは、不法利用者に対して著作権者の承諾なく差止請求できるとすべきであると考え。

(3) 論点

- ・独占的ライセンシーが独占的ライセンスに基づく差止請求権を行使するにあたって、著作権者等の承諾や著作権者等の意思に反しないことを要件とすべきではないと考えてよいか。
- ・仮に要件としない場合、その他、著作権者等の意思に配慮した規定（例えば、著作権者等に対する事前通知義務を課す等）を設けることが考えられるか。

3. 民法第605条の4の規定との整合性

(1) 問題の所在

独占的利用許諾構成において、独占的ライセンシーが独占的ライセンス契約に基づき有する権利は、債権的な合意を基礎とする独占的な利用権であるという点において、不動産賃借権に類するところ、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権については、民法上次のように規定されている。

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第605条の4 不動産の賃借人は、第605条の2第1項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求

二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求

このように、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する民法第605条の4は、請求権者を、対抗力を備えた不動産賃借人であるとし、また、妨害の予防（民法第199条参照）については、規定を設けていない。

そこで、同規定が独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度設計に与える影響について、具体的には、以下の2点についての考え方を整理したい。

(α) 対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求の可否

(β) 侵害の予防請求の可否

(2) 従前の議論

【調査研究】

調査研究においては、改正民法第605条の4について、以下のとおり、2つの読み方が示され、独占的ライセンシーの差止請求権について同条が与える影響を整理している。

■改正民法第605条の4の読み方¹³

第1は、例外を定めた同条は、限定的に解釈されるべきであるとする読み方である。これによれば、(α) 対抗力を備えていない不動産賃借人は、不法占拠者に対しても、妨害の停止や返還の請求をすることができない。…また、(β) 対抗力を備えた不動産賃借人であっても、妨害の予防を請求することはできない。

これに対し、第2の読み方によれば、第1の読み方とは異なり、同条は、かならずしも限定的に解釈されるべきものではない。すなわち、(α) 対抗力を備えていない不動産賃借人も、不法占拠者に対しては、妨害の停止や返還を請求することができるのではないかと、また、(β) 妨害の停止の請求や返還の請求だけでなく、妨害の予防の請求も認められるのではないかは、今後の判例・学説による法形成に委ねられた問題だと考えられる。

■改正民法の影響¹⁴

独占的ライセンシーの権利を、債権的な利用権について独占性の対抗が認められるものと構成するならば、その権利の性質は、不動産賃借権に類するものとなる。そうだとすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権について新たに規定を設けるときは、その規定の仕方は、基本的に、改正民法の規定の仕方に従うこととなる。したがって、独占的ライセンスに基づく差止請求権についても、(α) 請求権者については、対抗力を備えた独占的ライセンシーについてのみ、規定を設けることとなる。

¹³ 調査研究121頁

¹⁴ 調査研究121頁

これに対し、(β) 請求の種類については、改正民法の規定を応用することが求められる。改正民法の規定では、①妨害の停止の請求と、②返還の請求の2種類が定められている。このうち、無体物である著作物に関する差止請求権については、②は問題とならない。他方、①の文言は、著作権等に基づく差止請求権に合わせるならば、「侵害の停止」の請求とされることとなろう（著作権法第112条1項参照）。では、「侵害の予防」の請求についてはどうか。この請求について規定を設けないとすると、著作権等に基づく差止請求権と独占的ライセンスに基づく差止請求権とで、文言上、請求することができる種類が異なることとなる。これでは、バランスが悪いようにも見える。もっとも、この種の落ち着きの悪さは、改正民法においても生じている。すなわち、物権的請求権については、妨害予防請求権が認められ（大判昭和12年11月19日民集16巻1881頁）、また、占有訴権についても、占有保全の訴えが認められている（民法第199条）。それにもかかわらず、不動産賃借権については、妨害予防請求権は定められていない。その理論的な根拠は、賃借権はあくまで債権であるという点に求められている。このことは、独占的ライセンシーの権利を不動産賃借権に類似のものと構成する限り、独占的ライセンスに基づく差止請求権にもあてはまる。そうだとすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権について新たに規定を設けるときは、——無体物である著作物の特殊性から、独占的ライセンスに基づく差止請求権についてのみ、侵害予防請求権を付け加えることを正当化することができない限り——「侵害の停止」の請求のみを定め、「侵害の予防」の請求については、とくに規定を設けないこととなる。

もちろん、そのようなかたちで規定を設けたとしても、その規定を限定的に解釈すべきであるかどうかは、新たな規定を、…第1で示したように解釈するか、その第2で示したように解釈するかによると考えられる。このうち、後者の解釈をとるならば、(α) 対抗力を備えていない独占的ライセンシーも、不法利用者に対しては、差止請求をすることができるのではないかと、また、(β) 侵害の停止の請求だけでなく、侵害の予防の請求も認められるのではないかと、今後の判例・学説による法形成に委ねられた問題だということになる。

(3) 論点

- ・独占的ライセンスに基づく差止請求権において、(α) 対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求、及び(β) 侵害の予防の請求を認めるべきか。
 - ⇒(α) については、独占的ライセンスに基づく差止請求権の正当化根拠と連動すると考えられるところ、③対抗制度による正当化による場合には、対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求権を認めるべきということになると考えられる。
 - ⇒(β) については、不動産賃借権の侵害行為は通常は対象不動産の占有という一定程度継続的な行為によって行われるのに対し、独占的ライセンスの独占性を侵害する行為というのは、著作権の支分権対象行為であり、複製や翻案という継続性のない行為、上映や演奏といった一定の継続性がある行為で

あっても比較的短時間で終了する行為が多い。そのため、独占的ライセンスに基づく差止請求権においては、不動産賃借権に比して、侵害停止を求める場面よりも侵害予防を求める場面が非常に多いと考えられ、侵害予防請求を行う場面が差止請求を行う主たる場面として想定されることからすると、侵害予防請求を認めるべきであると考えられないか。

- ・仮に(α)及び(β)のいずれも認めるべきとした場合、民法第605条の4との整合性についてどのように考えるか。

⇒(α)については、民法第605条の4の立法時の議論において、不動産賃借人による不法占拠者等に対する妨害排除等請求の要件として対抗要件の具備が要求されないという考え方を採用できるか否かは解釈に委ねられる旨が確認されており¹⁵、必ずしもこの考え方を排斥しているわけではないと考えられる。そのため、著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権において、対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求を認めることが民法第605条の4の規定における考え方に整合しないというわけではないと考えられる。

⇒(β)については、民法第605条の4の立法時の議論において、「賃借権に基づく妨害予防請求権(民法第199条参照)については、これを認める判例がない上、債権である賃借権に基づいて物権的な請求権が認められるのは飽くまで例外的なものであることから、妨害予防請求権まで認める必要はないと考えられる」¹⁶とされている。しかし、判例がないという点については、今回の議論との関係でいうと、そもそも独占的ライセンシー固有の差止請求権自体、解釈によってこれを認める裁判例がなかったところであり、侵害の予防請求を独占的ライセンシーに認めてよいか否かという点について、判例がないということが何らかし唆を与えるものではなく、これが立法措置により独占的ライセンシーに侵害予防請求を認めるか否かの判断に影響を及ぼすものではないと考えられる。また、賃借権が債権であることから論理必然的に妨害予防請求権が否定されるものでもないと思われ¹⁷、さらに、上記のように不動産賃借権の侵害行為と著作権等に係る独占的ライセンスの侵害行為には一定の違いが認められ、後者のような侵害の予防請求を認める必要性が高いような場合に侵害予防請求を認めることまで否定する趣旨でもないとも考えられる。

⇒したがって、著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度設計にあたって、これらの請求を認める前提で制度設計をすることが民法第605条の4の規定における考え方と必ずしも齟齬するものではないと考えることができないか。

- ※ なお、調査研究でも議論されているが、仮に(α)及び(β)のいずれも認める前提で制度設計をとした場合に、民法第605条の4の規定とは

¹⁵ 法制審議会民法(債権関係)第94回会議議事録15～16頁〔山本敬三・筒井健夫・鎌田薫発言〕

¹⁶ 法制審議会民法(債権関係)部会資料69A51頁

¹⁷ 調査研究121頁の注379参照

異なる規定の仕方が可能か、については法制的な観点から別途検討が必要になるものと思われる。

4. 完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスを区別すべきか

(1) 問題の所在

独占的ライセンスに基づく差止請求権が認められるとしても、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとで、差止請求権が認められる範囲に違いがあるかについて確認したい¹⁸。

(2) 従前の議論

【調査研究】¹⁹

独占的ライセンスに基づく差止請求権について、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスを区別すべきか、という点について調査研究では以下のように整理されている。

第1に、不完全独占的ライセンスでは、完全独占的ライセンスとは異なり、著作権者自身の利用は禁じられない。したがって、不完全独占的ライセンシーは、完全独占的ライセンシーとは異なり、その対抗力を備えたとしても、著作権を譲り受けた者に対しては、差止請求をすることができない。

第2に、二重独占的ライセンシーと非独占的ライセンシーに対しては、不完全独占的ライセンシーも、完全独占的ライセンシーと同じように、その対抗力を備えたときは、差止請求をすることができると考えられる。なぜなら、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとの違いは、著作権者自身の利用が禁じられるかどうかにはかないからである。言い換えれば、不完全独占的ライセンシーであっても、完全独占的ライセンシーと同じように、その対抗力を備えたときは、著作権者以外の者の利用を禁じることができるとは変わらないと考えられる。

第3に、これと同一の論理により、不完全独占的ライセンシーも、完全独占的ライセンシーと同じように、不法利用者に対して、差止請求をすることができるとみるべきである。そのために対抗力を備える必要があるかどうかは、差止請求権をどのように正当化するかによることとなる…。

つまり、完全独占的ライセンシーと不完全独占的ライセンシーとでは、著作権

¹⁸ 「完全独占的ライセンス」とは、①ライセンサーが当該ライセンス契約で付与したライセンスの範囲と重複するライセンスを他の者には付与しない、という内容の合意（独占性の合意）に加え、②ライセンサー自身、当該ライセンスの範囲では当該著作物を利用しないこと、という合意がなされている債権的な独占的ライセンスをいう。「不完全独占的ライセンス」とは、①の独占性の合意がなされているものの、②の合意がなされていない債権的な独占的ライセンスをいう。（以上につき、著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）6頁）。

¹⁹ 調査研究119頁

の譲受人に対して差止請求をすることができるかどうかを除いて、差止請求権が認められる範囲に違いはないと考えられる。

(3) 論点

- ・完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとでは、著作権の譲受人に対して差止請求をすることができるかどうかを除いて、差止請求権が認められる範囲に違いはないと考えてよいか。

5. その他の付随的検討事項

■施行日前に設定された独占的ライセンスを保護対象にすることの要否・可否

(1) 問題の所在

令和元年度のワーキングチームにおいて行った関係者へのヒアリングにおいては以下のように、既存の独占的ライセンスの保護を求める意見も見られたところである。そこで、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度を導入した場合に、同制度施行日前に設定された独占的ライセンスにも差止請求権を付与することについての考え方を整理したい。

【著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）】²⁰

○出版権的構成については、既存の債権的な独占的ライセンス契約について現行法における取扱いのままとなるのであれば、現に保護が必要な独占的ライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないと考える。別途物権的権利を創設することは、それが利用されるかどうか定かではないが、既存の債権的な独占的ライセンス契約を保護することが重要であると考えます。

(2) 論点

- ・施行日前に設定された独占的ライセンスにも差止請求権を付与する必要性・相当性があると考えてよいか。

■複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約の取扱い

(1) 問題の所在

複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約についても、独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについての考え方を整理したい。

²⁰ 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）17頁

(2) 論点

- ・複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約としては、複数のライセンシーが存在する一個のライセンス契約を締結している場合や重複して複数のライセンス契約を締結している場合において、各契約で認められたライセンシー以外の者に重複するライセンスを付与しない旨の合意がされている場合が考えられるが、これらの場合において、独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについてどのように考えるか。

■独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い

(1) 問題の所在

独占的ライセンシーから独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーについても独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについての考え方を整理したい。

(2) 論点

- ・独占的ライセンシーから独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーについても独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与することについてどのように考えるか。
- ・独占的サブライセンシーに差止請求権を認めるとした場合、独占的サブライセンシーと独占的ライセンシーの有する差止請求権は別個独立したものとして、独占的サブライセンシーは独占的ライセンシーの承諾なく同請求権を行使できると考えてよいか。

■特許法その他の知的財産権法との関係

(1) 問題の所在

特許法その他の知的財産権法との関係についての考え方を整理したい。

なお、調査研究においては、特許法との比較で、「著作権法における利用許諾に相当する通常実施権を有するに過ぎない者に対して、固有の差止請求権を認める規定は存在」せず、「そのような差止請求権を認めることができるかどうかは、解釈によることになる」ことを前提に以下のようにまとめられている。

【調査研究】²¹

①通常実施権者に固有の差止請求権を認めるか、および、②債権者代位権の転用によって、通常実施権者が特許権者に代位して差止請求権を行使することを認めるか、に関する特許法における議論（なお、実用新案法、意匠法、商標法の

²¹ 調査研究129及び130頁

いずれにおいても、特許法の場合と同様の議論が行われている)を概観した。結果として、①については、非独占的通常実施権はもとより独占的通常実施権であっても、解釈によって認めることは難しく、②についても現状は、解釈によって対応可能か否かは不確実である。言い換えれば、通常実施権者に、侵害者に対する差止請求権を何らかの形で認めるとするならば、立法措置を講ずることが最も確実ということになる。

よって、仮に著作権法において、利用許諾を得た者に侵害者に対する差止請求権を認めることを確実にするために、何らかの立法措置を講じるべしとの結論に至ったとしても、それは特許法などにおける議論の方向性と大きく乖離するものではない。

(2) 論点

- ・著作権法において、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する立法措置を講じることが、特許法その他の知的財産権法における議論や考え方と大きく乖離するものではないと考えてよいか。むしろ、著作権法においては、特許法の専用実施権や商標法の専用使用権のような独占的ライセンシーの独占性を保護する手段が出版分野における出版権以外に用意されていない点で、独占的ライセンシーがその独占性を確保するための手段について何等かの立法措置を講ずる必要性は、それらの他の知的財産権法に比して高いと考えられないか。
- ・当該立法措置を講ずるにあたって、特許法その他の知的財産権法との関係で留意すべき事項があるか。

■差止めの範囲

(1) 問題の所在

独占的ライセンスに基づく差止請求権の差止めの範囲についての考え方を整理したい。

(2) 論点

- ・独占的ライセンスに基づく差止請求権の差止めの範囲は、当該ライセンス契約に定めるライセンス(利用権)の範囲になると考えられ、これは当該契約の解釈によってその範囲が画されると考えられるため、差止めの範囲について何等か限界を法定する必要はないと考えてよいか。

以上